平成２８年（フ）第６０２号
札幌市豊平区月寒東１条13丁目１番７―101号
債務者　森本　　仁
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６１１号
北海道石狩市花川南２条４丁目52番地
債務者　寺田　智之
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第６３３号
札幌市豊平区豊平５条８丁目２番１―403号
債務者　田邊　恵美
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第３号
北海道岩内郡共和町小沢760番地１
債務者　佐々木勝治
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第４号
北海道岩内郡共和町小沢760番地１
債務者　佐々木夕美
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２８年（フ）第５２号
群馬県伊勢崎市西久保町３丁目699番地15
モンパレス赤堀１―101
債務者　高木　　卓
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７８号
群馬県吾妻郡高山村大字中山3788番地21　中山団地17―Ａ
債務者　後藤　政樹
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０１号
群馬県前橋市朝倉町２丁目６番地　Ｎ―303号
債務者　中島　習一
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１０８号
群馬県前橋市上泉町198番地　須賀ハイツ305号
債務者　相川千賀子（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成28年５月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第７４号
群馬県甘楽郡甘楽町大字小幡1844番地７
債務者　田村　照義
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２８年（フ）第５５号
静岡県富士市富士見台４丁目２番地の２　富士見台寮Ａ、前住所静岡県駿東郡小山町用沢224番地レオパレスＣｒａｎｅ106号
債務者　川村　一真
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第７３号
静岡県富士市鮫島429番地の１パークハイツ201号
債務者　水上喜代子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２８年（フ）第１７３号
京都市東山区今熊野椥ノ森町10番地
債務者　安井　　実
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第１８７号
京都市左京区高野清水町31番地１　ファミュー御蔭Ｂ棟303
債務者　関口　尚孝
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２１７号
京都市伏見区深草開土口町２番地９
債務者　吉田　円香
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２４１号
京都市西京区川島寺田町８　ラディユラングエルベ101号、住民票上の住所京都府亀岡市北河原町１丁目４番20―201号
債務者　寺岡　保彦
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２８年（フ）第２６８号
京都市山科区川田山田15番地の72
債務者　宮川　**邦**子
1　決定年月日時　平成28年５月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年７月５日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係